

「わがまちの名木」育樹推進事業 実施要領

舞鶴市森づくり推進委員会

1 事業の趣旨

市内各所において、これまで長年にわたり、私たちのまちの歴史や文化、そこに暮らす人々の日々の営みを見守り続けてきた「わがまちの名木」を、元気な姿で後世に引き継ぐための育樹活動を支援することにより、その木が根付く自分たちの地域を誇りに思う心を醸成し、世代を超えて語り継がれる「わがまちの魅力」の一つとすることを目的とする。

2 支援の対象とする団体

支援の対象とする団体は、以下の要件を全て満たしているものとする。

- ・舞鶴市内に住所を有する団体が行う育樹活動であること
- ・複数の構成員からなり、自主的・組織的に活動していること
(自治会等の地域団体、神社や寺の組織団体、NPO法人、企業、事業所など)
- ・継続して適切な維持管理ができること
- ・土地の所有者及び樹木の管理者の了承を得ていること

※ただし、次のいずれかに該当する場合については支援しないものとする。

- ・特定の者、企業等の利益のために行われる場合
- ・政治的、宗教的等の宣伝を目的としていると認められる場合

3 事業期間

事業の実施に当たっては、当年度の3月10日までに事業を完了すること。

4 事業申請期間

事業申請期間

7月21日(火) ～ 8月21日(金) 助成金交付時期:9月

5 補助対象経費

上記2の団体が行う「地域の宝」的な樹木に対する、下記の育樹活動にかかる費用とする。

- ・樹木医による診断費(現地までの交通費等の諸費用を含む)
 - ・診断結果に基づく施肥等の資材費、その他育樹活動に必要な費用
- ※人件費は対象外とする。
※現地作業時の飲み物代(アルコール飲料は除く)は可とする。
※市が管理する公園等の施設における育樹活動については、本事業の対象外とする。
※補助金交付決定前の経費については対象外とする。

6 補助率

補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で補助する。

※上限30万円とする。

※但し、舞鶴市文化財保全事業等の他の補助制度に該当する場合は、そちらを優先することとし、本事業については、総事業費からそれらの補助金額を差し引いた額の1/2以内で補助するものとする。

7 申請方法

事業実施申請書に必要事項を記入の上、別で定める期日までに、舞鶴市森づくり推進委員会あてに提出する。

なお、委員会より追加資料の提出を求められた場合は、申請者はそれに応じるものとする。

8 事業内容の可否及び補助額の決定

舞鶴市森づくり推進委員会幹事会における審査を経て決定する。

9 事業完了報告書の提出

補助金の交付を受けた団体は、事業完了後速やかに、事業完了報告書に活動の様子が分かる写真及び支出した経費の領収書(写しでも可)、その他必要書類を添付し、舞鶴市森づくり推進委員長あてに提出すること。

10 その他

その他必要な事項については、舞鶴市森づくり推進委員会で定める。

附則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。